

事 務 連 絡

平成20年3月4日

都道府県老人医療主管課（部） 御中

厚生労働省保険局  
高齢者医療制度施行準備室

後期高齢者医療制度における事務処理の取扱い等に係る  
Q & Aの補足について

後期高齢者医療制度の施行準備につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、後期高齢者医療制度における事務処理の取扱い等に係るQ & Aについてを送付させていただきましたが、問3につき、文意を明確にする趣旨から別添のとおり補足いたしました。

つきましては、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び広域連合にも周知が図られるよう、よろしく願いいたします。

<照会先>

○厚生労働省保険局

高齢者医療制度施行準備室

企画法令係

代表 03-5253-1111

(内線 3198)

直通 03-3595-2090

(問1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設は、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設として後期高齢者医療制度の住所地特例の対象となるのか。

(答)

国民健康保険と同様に、住所地特例の対象として差し支えない。

(問2) 昭和56年4月1日厚生省保険局国民健康保険課長内かんによる取扱いは、後期高齢者医療制度においても同様の取扱いとなるか。

(答)

後期高齢者医療制度においては、住所地特例の対象とならない。

(問3) 老人保健法施行規則(昭和58年厚生省令第2号)第30条に基づく市町村長への第三者行為による被害の届出は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第132条第1項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成18年厚生労働省令第129号)第46条に基づく後期高齢者医療広域連合への第三者の行為による被害の届出とみなし、当該市町村長に出された届出書を後期高齢者医療広域連合に引き継ぐこととして差し支えないか。

(答)

差し支えない。ただし、平成20年4月前に行われた医療に係る老人保健法第41条第1項の規定に基づき市町村長が取得した第三者に対して有する損害賠償の請求権については、後期高齢者医療広域連合に引き継ぐことはできない。